

鹿児島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.3E-3	5.5E-1	1.1E+2	112.6
64	エトフェンプロックス	3.2E+1	3.7E+1	8.2E+0	5.2E+1	130.0
117	テブコナゾール				9.1E+0	9.1
139	トラロメトリン			1.5E+1	4.5E+0	19.4
140	フェンプロパトリン			5.1E+0		5.1
153	テトラメトリン	2.8E+2	6.2E+0	2.7E+2	2.5E-1	553.8
181	ジクロロベンゼン	5.3E+2	5.2E+2			1,050.6
225	トリクロルホン		1.1E+1			11.0
248	ダイアジノン		1.6E+0			1.6
251	フェニトロチオン		3.1E+2	4.2E+0	2.2E-1	314.1
252	フェンチオン	6.7E+0	1.6E+2			165.3
256	デカン酸				1.0E+1	10.0
350	ベルメトリン	1.9E+1	8.6E+1	2.0E+1	1.5E+2	277.4
405	ほう素化合物		1.1E+0	2.4E+1	6.3E+0	31.3
427	カルバリル			2.0E+2		197.5
428	フェノプカルブ			1.5E+2	4.1E+2	557.1
457	ジクロールボス	1.3E+2	1.4E+3			1,565.0
合 計		1.0E+3	2.6E+3	6.9E+2	7.6E+2	5010.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等